

平成19年度 第1回流山市福祉施策審議会 議事概要

日 時

平成19年7月4日(水) 午後1時30分～

場 所

流山市役所第1庁舎4階第3・4委員会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 災害時要援護者避難支援プランの策定について

(2) その他

4 閉 会

出席した委員および職員

会 長...米山 孝平

委 員...玉川 定雄・山崎 代三・菱沼 美枝・山崎 秀雄・篠田 光代・高橋 英吉・中 登
大野 トシ子・佐藤 憲尚・寺田 伸一・石崎 富江・齋藤 勝義・名生 正男
藤田 吉彦

事務局...健康福祉部長 飯田 信義 ・子ども家庭部長 沼澤 輝義

高齢者生きがい推進課長 山口 守 ・介護支援課長 上村 勲

障害者支援課長 小笠原 正人 ・健康増進課長 須賀 博宣

子ども家庭課長 針ヶ谷 勉 ・保育課長 櫻井 範子 健康福祉政策室長 友野 哲雄

傍聴人...なし

会議の内容

会議に入る前に、会長から平成19年7月3日付けで、災害時要援護者避難支援プランの策定について市長から諮問を受けたことを報告。

(1) 災害時要援護者避難支援プランの策定について

(事務局から災害時要援護者避難支援プランの策定について説明)

議 長： ただいま事務局から災害時要援護者避難支援プランの策定について説明がありました。皆様から御意見を伺います。

委 員： 災害時のいわゆる災害弱者といわれる方への支援は重大な課題だと思います。いままで幸い

災害がなかったから具体化しなかったと思います。要援護者という定義ですが高齢者の場合は65歳以上の人であるとか、要介護認定の方とかに振り分けていくのですか。障害者の場合も同様にどういうことを想定しているのか、これから検討することですが、今の段階でどのようにお考えなのか。また避難の支援者になる人はどういう人になるのか、もう少し具体的に教えていただきたい。

事務局： 要援護者の定義ですが、高齢者を年齢で特定するのではなく要援護ということから一人では避難できない、そういうことから要介護の程度から定義することになると思います。障害者についても障害の程度、自力では避難が困難な方ということになります。また要援護者には、高齢者、障害者ばかりでなく妊婦さんのほか、外国人の人も言葉が通じないことから情報が伝わらないため該当すると考えられるかと思います。また具体的に事務局でも要援護者を特定していないが、「自力で避難ができない」ということになるいろいろな人たちが該当するものと思います。支援者については、要援護者の把握はまだですが、要援護者一人ひとりに支援者が避難するときに支援することになります。避難に支援を要する人の身近な人が支援者になります。一般的には民生委員や自治会の人支援者になると考えます。このことについても計画策定の中で検討していきたいと思えます。

委員： 水害の場合は、ある程度特定の地域が対象になると思いますが、計画を作成するときは全域を対象として作成するのか、あるいは行政区域の4つ地域のブロック別に計画を策定するのかお聞きしたい。資料のガイドラインに自主防災組織の記述があるのですが、具体的にはどういうことを想定されるのか説明いただきたいと思えます。また個人情報の問題になっています。こういう支援を受ける方は引きこもりの傾向があり、近所からするとわからない部分があります。要援護者をリストアップはすると思うのですが、個人情報の同意を得ることが困難な要援護者の登録制について具体的にどのように実行されるのかうかがいたい。

事務局： この計画策定は全域を対象にしているのか、また個別の計画のするのか、地域の実状にあわせて計画づくりをしていくのかということですが、一般的にはマニュアルですので全地域共通的になるかと思えます。水害の多いところなど、危険性があるということも配慮しながら計画づくりをしていかなければならないかと思えます。この中では地域性は考慮されていないのですが、全域共通的でいざというときの備えていくべきものと考えます。基本的なマニュアルということで策定したいと思えます。自主防災組織についてですが、各自治会単位で設置されています組織であり、これらの連携も図り、また、この組織を所管する安心安全課、消防の防災課と連携しながら進めていきたいと思えます。個人情報については、個人計画の作成とか避難者の把握など非常に難しいところがあります。要援護者の把握方法には、手を上げていただく方式と同意方式、庁内で持っている情報の共有方式とかあるわけですが、要援護者の了解を得ながら進めていくべきものと考えています。非常に難しいところがありますので、この審議会の中でも検討していきたいと思えます。

事務局： 自主防災組織は安心安全課の担当です。流山市の殆どの自治会が自主防災組織を設置してあります。市では、自主防災組織には避難誘導するのぼり旗やロープで輪を作りみんなつないで

避難する道具等を配布したり、消火器を貸与し、消火器の薬剤の詰め替えの補助をしています。自主防災組織が少しでも多くなるように防災担当課で推進しています。自主防災組織と自治会は同じ組織が多いと思います。このような機関と協力をしながら今回の計画の策定を進めていきたいと思います。

委員：自治会では、確かに消火器の管理とかそういう意味のことはやっているのですが、自主防災組織で防犯部というのがあるのですが、助け合いという形をあまり聞いたことがないのです。自治会の自主防災組織の中に助け合いの組織を作って、ボランティアを募集しないといざというときに支援や援護がうまくいかないのではないかと思います。自治会にこれからどういう働きかけをするのかわからないが、自治会の中に防災、防犯とは別にしてボランティア的な組織を立ち上げないと要援護者の避難支援について対応できないと思います。

委員：今年、民生委員制度ができて90周年を迎えるということで、昨年度から民生委員児童委員発災害時ひとりも見逃さない運動の展開というのが全国的に行われることになりました。昨年度からどういうことをしようかという話し合いをいろいろやってきました。私たち民生委員の持っている情報は、地域で住んでいる高齢者、一人暮らしの人、障害者などで、在宅で生活できる人を把握しています。病院に入院したり、介護保険の制度の適用を受けている人というのは殆ど私たちには情報がないのです。私たちがやっている活動の対象者というのは、地域の中で過ごしている人を対象に活動しているわけです。今年は90周年ということで、この先10年間を見越してさらに運動を強化していくことに決まったわけです。流山市でも私たち民生委員は8つの中学校区に分かれて活動しています。地域によって水の問題もあります。起こってはいけない地震はいつくるかわかりませんが、水害というのは流山市内では、北部の大橋団地という市営住宅で2度ほど水がでてゴムボートがでたりしたことがありました。また南流山地区の坂川でも水の害が発生します。幸い北部の大橋団地では2度目の水が出たときには汲み上げポンプをつけていただいたので、そのあとは大丈夫になったのです。今は、もし何かあったときの避難方法等を話し合っています。民生委員が担当しているところの一人暮らしの人、夫婦でどちらかが具合が悪い人、障害を持っている人、そういう人たちにいざというときのあなたの避難場所がわかるものを各地区でつくって皆さんに渡してあります。また、何かあったときの緊急時連絡先、公的機関の連絡場所、かかりつけの病院名、一番先に連絡してもらいたい連絡先などを書いていただいて民生委員が保管しています。個人情報の問題もあるのできちんと管理するというので皆さんに書いていただいています。情報の共有化というのは難しいものですから、今回このような機会を得てさらに1歩進んだ計画ができたらいきたいと思います。

議長：この災害時要援護者避難支援プラン作成については、緒についたばかりですので、これからこの計画作成の進捗のあわせて各委員の意見をうかがっていききたいと思います。